

相模原市患者等搬送事業基準

第1 事業免許等

患者等搬送事業者は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)に定める次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
- (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

第2 事業実施の基本原則

患者等搬送事業者は、事業実施に当たり次の基本原則を遵守しなければならない。

- (1) 患者等からの通報の適正処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。
- (2) 緊急性のない者を搬送対象とすること。
- (3) 事業の社会的責任を十分自覚し、関連法規を遵守すること。

第3 消防機関との連携

患者等搬送事業者は、患者等からの要請時点、依頼場所に到着した時点及び搬送途上において、患者等を緊急に医療機関に搬送する必要があると認めたときは、次の事項を消防機関に通報し、救急自動車を要請しなければならない。

- (1) 患者等の居る場所
- (2) 患者等の状態
- (3) 既往症
- (4) 掛かりつけの医療機関等

第4 乗務員の要件

乗務員は、満18歳以上の者で適任証を保持する者をもって充てなければならない。

第5 適任証の携帯

乗務員は、搬送業務に従事するときは、適任証を携帯していなければならない。

第6 患者等搬送乗務員再講習

患者等搬送事業者は、乗務員の応急手当技能を適切に管理するため、適任証の交付を受けた乗務員に、2年に1回以上消防機関(講習受託機関を含む。)の行う患者等搬送乗務員再講習を受講させなければならない。

第7 乗務体制

患者等搬送事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2人以上の乗務員をもって業務を行わせなければならない。ただし、車椅子を使用する場合又は寝台を必要とする場合でかつ安全に業務ができる場合で、次のいずれかに該当する場合は、乗務員を1人とすることができる。

- (1) 乗務員以外に医師、看護師、准看護師、救急救命士等が同乗する場合
- (2) 退院の場合
- (3) 医師の指示によるあらかじめ日を特定した入院、転院又は通院の場合
- (4) 社会福祉施設、保養施設等への送迎の場合

第8 患者等搬送用自動車の要件

患者等搬送用自動車は、次の要件のいずれにも適合している車両でなければならない。

- (1) 十分な緩衝装置を有するものであること。
- (2) 患者等を収容する部分は、ストレッチャー又は車椅子を1台以上収容できる容積を有すること。
- (3) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。
- (4) ストレッチャー、車椅子等を、車体に確実に固定できる構造であること。
- (5) ストレッチャーは、患者等固定用ベルトを有するものであること。
- (6) 車椅子専用車は、スロープ、リフト等を有するものであること。
- (7) 携帯電話等、緊急連絡に必要な機器を有するものであること。

第9 車両の外観

患者等搬送用自動車は、サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈してはならない。

第10 積載資器材

患者等搬送用自動車には、別表に掲げる資器材を積載しなければならない。

第11 消毒

患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は、次により行うものとする。

- (1) 定期消毒 毎月1回以上
- (2) 使用後消毒 毎使用後
- (3) 医師から消毒について特別な指示があった場合 その都度

第12 衛生・安全管理

(1) 患者等搬送用自動車及び積載資器材については、点検整備を確実にいき、清潔の保持に努めること。

(2) 乗務員の服装は、患者等搬送事業にふさわしいものとし、清潔の保持に努めること。

(3) 患者等の搬送に当たっては、患者等及び同乗者に対し安全ベルトを着装させるなど、安全な搬送のための措置を講ずること。

第13 事業案内

パンフレット等の事業案内には、救急隊と同レベルの活動ができるかのような表現は避けなければならない。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

積 載 資 器 材

項 目	資器材名
呼吸循環管理用資器材	バッグバルブマスク ポケットマスク
保温用等資器材	敷物 保温用毛布 ストレッチャー(車椅子) 簡易担架 まくら
創傷等保護用資器材	三角巾 ガーゼ 包帯 タオル ばんそうこう
消毒用資器材	噴霧消毒器 各種消毒薬
その他の資器材	はさみ マスク ピンセット 手袋 汚物入れ(膿盆等) 体温計 自動体外式除細動器(A E D)

の資器材は、任意とする。